

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>2017 年度から、外国人技能実習制度の対象職種への介護の追加及び介護福祉士の資格を有する外国人に係る在留資格「介護」が創設され、2019 年 4 月からは新たな在留資格制度（特定技能 1 号）が始まるなど、介護現場で働く外国人は着実に増加しつつある。</p> <p>また、2027 年度から技能実習制度に代わって「育成就労制度」が導入される予定であり、技能実習制度では原則として認められていなかった転職が一定の要件のもとに認められることから、今後は外国人介護人材の増加とともに、人材獲得をめぐる競争がこれまで以上に活発化していくことが予想されている。</p> <p>ついで、外国人介護人材に関しては、その実態を適切に調査するとともに、介護事業者や介護福祉士養成施設等による協議会を設け、県内の実態調査や他都道府県などの先進事例等を踏まえながら、地域医療介護総合確保基金などを活用した受入れに係る効果的な対策を検討する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本件業務は県内外の外国人介護人材における現状・課題等を把握しながら、県施策等を検討していくことを目的としている。</p> <p>適切な実態調査を踏まえて、県施策を検討する協議会を効率的に運営していくためには県内の介護職・介護事業者に広くネットワークを有し、介護現場の実態や業務内容に精通するとともに、外国人介護労働者を取り巻く現状や課題等について専門的な知識及び経験を有する者でなければ実施できない。</p> <p>以上のことから、経費面での比較を前提とする競争入札には適さない。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>(1) 平成 29 年 7 月に、福祉人材の育成・確保に関する連携協定を締結しており、その連携及び協力事項の中に、「外国人介護人材の活用促進に関すること」が盛り込まれている。</p> <p>(2) 中部学院大学は早くから、外国人介護人材の育成に取り組み、介護人材の育成・キャリアアップに豊富なノウハウと知見を有している。</p> <p>(3) 介護職員に求められる専門的知識やノウハウに精通している。</p> <p>(4) 臨床経験及び教育経験を有した専門知識のある職員が在籍している。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。